

学校職員の年次有給休暇の取得単位等

	教育職員等 (教員、寄宿舎指導員)	教育職員等以外の職員 (事務職員、学校栄養職員など)
取得単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 日 ・ 1 時間 ※残日数の全てを使用する場合に限り、1時間未満の端数の時間(分)を取得できる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 日 ・ 1 時間 ※ただし、1年度に5日以内。当該年度のうちに使い切らなかったとしても、翌年度の上限に加算されない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 半日
日への換算	・ 7時間45分で1日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8時間で1日 ・ 半日休2回で1日
申請様式	別記第1号様式	別記第2号様式

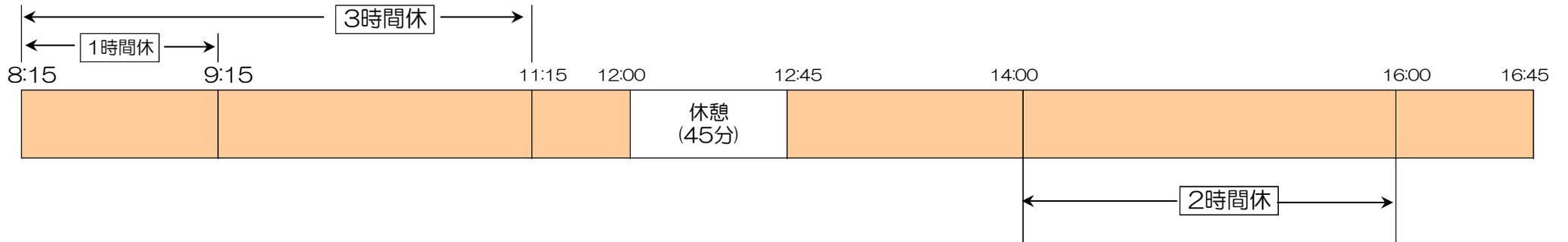
◎育児短時間勤務職員等の場合

	教育職員等 (教員、寄宿舎指導員)	教育職員等以外の職員 (事務職員、学校栄養職員など)
取得単位	《斉一型》 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 日 ・ 1 時間 《不斉一型》 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 時間 	《斉一型》 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 日 ・ 1 時間 ※ただし、1年度に5日以内。当該年度のうちに使い切らなかったとしても、翌年度の上限に加算されない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 半日 《不斉一型》 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 時間 ※ただし、1年度に5日以内。当該年度のうちに使い切らなかったとしても、翌年度の上限に加算されない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 半日
日への換算	《斉一型》 <ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数(1時間未満の端数は、時間単位に切り上げ) 例：3時間55分×5日の勤務の場合 ⇒4時間で1日 《不斉一型》 <ul style="list-style-type: none"> ・ 規則別表第1の3の1日に換算する時間数の欄に掲げる時間数で1日 	《斉一型》 <ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数(1時間未満の端数は、時間単位に切り上げ) 例：3時間55分×5日の勤務の場合 ⇒4時間で1日 《不斉一型》 <ul style="list-style-type: none"> ・ 規則別表第1の3の1日に換算する時間数の欄に掲げる時間数で1日 ・ 半日休2回で1日
申請様式	別記第1号様式	別記第2号様式

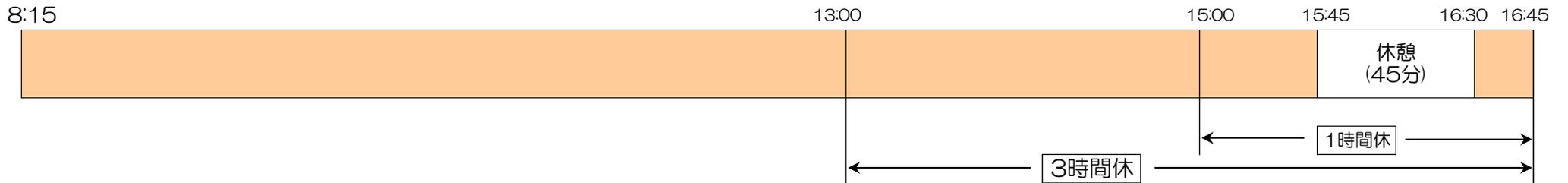
※規則＝学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成7年教育委員会規則第5号）

年次有給休暇の申請時間帯の例

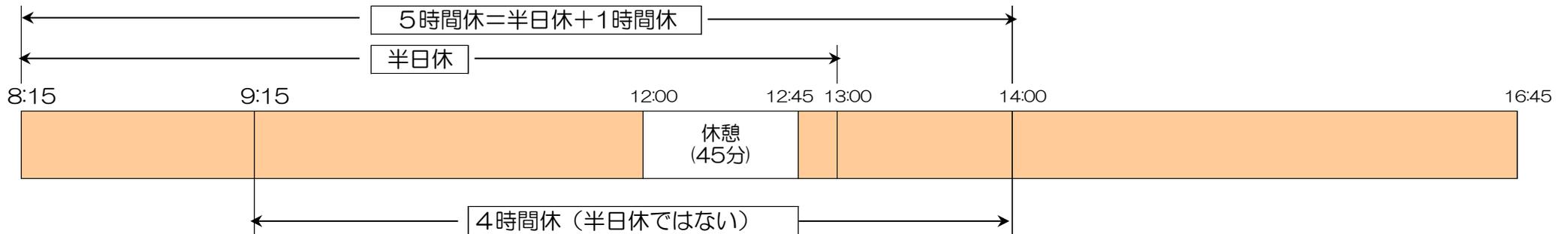
【例1】



【例2】



【例3】 ※教育職員等以外の職員のみ該当



休暇等の種類		根拠法令	給与の 取扱い	請求 事由	取得要件・期間等
年次有給休暇	年次有給休暇	労働基準法	減額免除	無	○職員の心身の疲労回復及び労働力の維持培養を図る目的 ○一会計年度で20日付与。加えて、前々年度の勤務実績8割以上で前年度に使用しなかった日数を20日を限度として繰り越される。(教育職員等は日・時間単位)(教育職員等以外は日・半日・時間単位。ただし時間単位の使用には5日の上限あり)
病気休暇	病気休暇	勤労者団条列	減額免除 (※1)	有	○疾病又は負傷のため療養する必要がある場合 ○療養のため勤務しないことやむを得ないと認められる必用最小限の期間(※1 ただし、減額免除の期間は、1回につき引き続く90日) ○日単位(ただし、特定の医療行為については時間単位も可)
特別休暇	公民権行使等休暇	労働基準法	減額免除	有	○公民としての権利の行使又は職務の執行を行う場合 ○必要と認められる時間(時間単位)
	妊娠出産休暇	労働基準法	減額免除	有	○妊娠中及び出産後を通じて16週間(多胎妊娠の場合は24週間) ○産前6週間、産後8週間は最低休養期間
	妊娠症状対応休暇	勤労者団条列	減額免除	有	○つわりや陣痛、妊娠高血圧症候群等により勤務が困難な場合 ○1回の妊娠について2回まで、合計10日以内
	早期流産休暇	勤労者団条列	減額免除	有	○妊娠4か月(85日)未済で流産した職員の健康保持・疲労回復 ○流産した日の翌日から引き続く7日以内
	母子保健健診休暇	勤労者団条列	減額免除	有	○妊娠中又は出産後の女性職員が、医師等の健康診査又は保健指導を受ける場合 ○妊娠中に9回及び出産後に1回、又は妊娠中に10回以内
	妊婦通勤時間	勤労者団条列	減額免除	有	○妊娠中の女性職員が通勤時の交通機関の混雑を避けるため ○正規の勤務時間の始めと終わり、又はどちらか一方、60分以内
	育児時間	労働基準法	減額免除	有	○生後1歳3か月未満の子どもを育てる場合 ○1日2回それぞれ45分、合計90分以内
	出産支援休暇	勤労者団条列	減額免除	有	○男性職員が配偶者の出産時に子の養育その他家事等を行う場合 ○出産直前又は出産の日の翌日から2週間の範囲内で2日以内(日・時間単位)
	育児参加休暇	勤労者団条列	減額免除	有	○男性職員が配偶者の産前産後の期間に育児を行う場合 ○出産の日の翌日から出産後8週間を経過する日までの期間内で5日以内(日・時間単位) ○第二子以降の場合で、上の子が小学校就学前であるときは産前8週間(多胎妊娠の場合は16週間)の期間にも取得可
	子どもの看護休暇	勤労者団条列	減額免除	有	○9歳に達する日以後の最初の3月31日まで(小学校3年生まで)の子どもを看護する場合(小学校就学前の子については、予防接種又は健康診断を受けさせることも含まれる。) ○職員1人につき暦年で5日(子が複数いる場合は10日)以内(日・時間単位)
生理休暇	労働基準法	減額免除 (※2)	有	○女性職員で生理日の就業が著しく困難な場合 ○職員が請求した日数(※2 ただし、減額免除の期間は、1回の生理について引き続く2日まで)(日単位)	

休か等の種類		根拠法令	給与の取扱い	請求事由	取得要件・期間等
特別休暇	慶弔休暇	勤労時間条例	減額免除	有	<ul style="list-style-type: none"> ○職員が結婚する場合、職員の親族が死亡した場合及び父母の追悼を行う場合 ○結婚の場合は、結婚の日の1週間前の日から結婚の日後6月までの期間内を始期として、引き続き7日以内（結婚の日後1週間を経過する日までに申請） ○親族の死亡の場合は、規則別表第四に掲げる親族及び日数 ○父母の追悼の場合は、父母（実父母又は養父母）の死亡後15年以内で特別の行事を行う1日（親族の死亡及び父母の追悼の場合、遠隔の地に旅行する必要がある場合は、往復の日数の付加可。全て日単位）
	災害休暇	勤労時間条例	減額免除	有	<ul style="list-style-type: none"> ○職員の現住居が災害により滅失、損壊したことによる復旧作業等 ○現住居が滅失、損壊した日から7日以内（日単位）
	夏季休暇	勤労時間条例	減額免除	無	<ul style="list-style-type: none"> ○夏季の期間における、職員の、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実 ○7月1日から9月30日までの3か月の間に5日間（日単位）
	長期勤続休暇	勤労時間条例	減額免除	有	<ul style="list-style-type: none"> ○長期こわたり勤続した職員の、心身の活力維持、増進 ○年度末現在勤続15年に達する職員は、当該年度の1月1日から2年の間に引き続き2日以内（日単位） ○年度末現在勤続25年に達する職員は、当該年度の1月1日から2年の間に引き続き5日以内（日単位）
	ボランティア休暇	勤労時間条例	減額免除	有	<ul style="list-style-type: none"> ○職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会貢献活動を行う場合 ○暦年で5日以内（ただし、東日本大震災にかかわる特別では7日以内、いずれも日・時間・分単位）
	短期の介護休暇	勤労時間条例	減額免除	有	<ul style="list-style-type: none"> ○配偶者又は二親等以内の親族である要介護者の介護及びその他必要な世話をを行う場合 ○暦年で5日（要介護者が複数の場合は10日）以内（日・時間単位）
育児休業	育児休業	育休法	減額	有	<ul style="list-style-type: none"> ○3歳未満の子どもを養育する場合 ○原則として開始日の1月前までに「育児休業承認請求書」により申請 ○妻の出産後8週間以内に父親が育児休業を取得した場合（最初のものに限り）、特別の事情がなくても、再度の取得可能 ○配偶者が専業主婦（夫）及び育児休業中であっても、取得可能
部分休業	部分休業	育休法	減額	有	<ul style="list-style-type: none"> ○小学校就学前の子どもを養育する場合 ○正規の勤労期間の始めと終わり、又はどちらか一方、2時間以内（30分単位） ○配偶者が専業主婦（夫）及び育児休業中であっても、取得可能
介護休暇	介護休暇	勤労時間条例	減額	有	<ul style="list-style-type: none"> ○配偶者又は二親等以内の親族である要介護者の介護を行う場合 ○引き続き6か月以内で必要な期間（ただし初回は2週間以上）。必要に応じて更新可。（日・時間単位、ただし1日4時間限度） ○6か月以内に180日に満たない場合、当該期間の初日から2年間に通算180日以内で2回まで更新可（日・時間単位）

※病気休暇及び時間単位で取得できる特別休暇は7時間45分で1日（ただし、育児時間勤務等職員のうち、斉一型の勤務形態のものは、勤務日ごとの勤務時間の時間数をもって1日）。

※時間単位で取得できる特別休暇について1時間未満の時間が残っている場合は、当該休暇の取得日数を全て使い切るときに限り、申請できる。

※時間単位で取得できる休暇のうち、病気休暇、妊婦産後期間、育児時間、介護休暇は、勤務することを前提として与えられるものなので、時間単位の休暇を組み合わせると1日勤務しないことはできない。

教員、寄宿舎指導員が使用する。

休暇・職免等処理簿

成 24 年度用

勤務時間：8:15~16:45

教育職員等記入例

所属 学校名	〇〇〇〇		学校	(4 月 1 日 異動)	探	職員種別 (正規職員、 臨時的任用、再任用な ど) を記入	前々年度の勤務実績	同 左 8 割	勤務日数	繰越	長期勤続							
氏名	□□ □□		職員種別	(正規職員)	日	日	日	日	日	日	日							
年 次 有 給 休 暇 の 状 況	①前年度からの 繰越日数		②本年度の 付与日数		③ 本年度の総日数 新規採用以外の職員 (①+②)			④本年度の使用 総日数 (③-⑤) (累計日数)		⑤本年度の未使用 総日数 (③-④) (残日数)		⑥翌年度への 繰越日数		子どもの 看護休暇の 付与日数	休	勤続25年 37・38年		
	15 日	時間 分	20 日	35 日	時間 分	日	日	時間 分	日	時間 分	日	時間 分	(H24) 5 日	日				
	日	時間 分	日	日	時間 分	日	日	時間 分	日	時間 分	日	時間 分	(H24) 10 日	日				
	日	時間 分	日	日	時間 分	日	日	時間 分	日	時間 分	日	時間 分	(H25) 10 日	日				
申出等 月 日 職員印	休暇等 の種類	期 間		要	累 計						年 休 残日数	(換算確認)	適 用 基 準	権 者	者	整 理	減 額	
4・2	年休	4 月 3 日 時 分から 時 分まで	日 時 分	1	年 休	(夏 休	看 休	ボ 休	短 介	元 気 回 復	日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分
					1	[例1]					34							
4・6	年休	4 月 9 日 8 時 15 分から 11 時 15 分まで	日 時 分	3	1 3	[例2]					33 4 45	33 7 45	33 3 30	33 4 45				
5・10	年休	5 月 10 日 8 時 15 分から 12 時 15 分まで	日 時 分	4	1 7	[例3]					33 0 45							
6・28	年休	6 月 28 日 10 時 00 分から 16 時 45 分まで	日 時 分	6	< 1 13 > 2 5 15	[例4]					32 2 30	32 8 30	32 6 6	32 2 30				
9・6	年休	9 月 6 日 10 時 00 分から 14 時 0 分まで	日 時 分	4	< 2 9 > 3 1 30	[例5]					31 6 15	31 10 15	31 4 45	31 6 15				
10・9	年休	10 月 9 日 8 時 15 分から 9 時 15 分まで	日 時 分	1	3 2 30	[例6]					31 5 15							

・対象者がいる場合は付与日数(暦年)を記入
・日数に変更があった場合や年が改まった場合等は下段に記入

「換算確認」欄は、7時間45分を繰り下げる場合に差引計算を確認する場合に使用することができる。(使用する必要がなければ、記入しなくても)

34日から7時間45分を繰り下げる。

(上段) 繰り下げた日数
(中段) 今回休暇時間数

33日0時間45分から7時間45分を繰り下げる。
⇒ 33日0時間45分
= 32日0時間45分 + 7時間45分

7時間45分をもって1日に換算する。
⇒ 13時間 = 7時間45分 (=1日) + 5時間15分
※計算間違いを防ぐために必要な場合は、上部余白に換算前の時間を < > 書き等で記入してもよい。

⇒ 9時間15分 = 7時間45分 (=1日) + 1時間30分

⇒ 32日2時間30分
= 31日2時間30分
+ 7時間45分

使用する必要がない場合は記入しなくて

教育職員等以外記入例

勤務時間：8:30~17:00

平成24年度用 休暇・職免等処理簿

〈 務職員・ 職員・学校 職員 用 〉

所属 学校名	〇〇〇〇		学校		(4 月 1 日 異動・採用)		前々年度の勤務実績				長期勤続									
			学校		(月 日 異動)		同	左	勤	務	日	数	日	数						
氏名	□□ □□		職員種別		(正規職員)		日	日	日	日	日	日	日	日						
年次 給 休 暇 の 状 況	①前年度からの繰越日数		②本年度の付与日数		③ 本年度の総日数 新規採用以外の職員 (①+②)		④本年度の使用 総日数 (③-⑤) (累計日数)		⑤本年度の未使用 総日数 (③-④) (残日数)		⑥翌年度への繰越日数		子どもの 看護休暇の 付与日数	育児 休暇の 付与日数	勤続25年 37・38年 特例措置 ・・・年					
	15 日 時間		20 日		35 日 時間		日 時間		日 時間		日 時間		(H24) 5 日	日						
	日 時間		日		日 時間		日 時間		日 時間		日 時間		(H24) 10 日	日						
日 時間		日		日 時間		日 時間		日 時間		日 時間		(H25) 10 日	日							
申出等 月日 職員印	休暇等 の種類	期 間		要 因	累 計							年一休一 残日数	職 免 適 用 基 準	決 定 権 者	関 与 者	出 勤 整 理	給 与 減 額			
4・2		4 月 3 日	時 分 から	日 時	() 内は、時間休を取得する場合のみ記入	日 時	時	日 時	分	日 時	分	日 時	分	時 分	日 時	34 (5)	<input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/> 基準号			
4・6		4 月 9 日	13 時 00 分 から	月 日		0.5	()	1.5	()	[例2]					33.5 (5)	<input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/> 基準号				
4・13		4 月 13 日	8 時 30 分 から	月 日	4/13 午前8:20 電話連絡あり 体調不良	1.5	2	1.5	2	[例3]					32.5	6 (4:6)	<input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/> 基準号			
4・17		4 月 18 日	9 時 15 分 から	月 日		6	()	2.5	(1)	[例4] 時間休(勤務の途中)の申請					32.5 (4)	<input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/> 基準号				
5・11		5 月 14 日	8 時 30 分 から	月 日	勤務時間の途中で半 休は取得できないの で、4時間休となる。	0.5	1	3	1	[例5] 半日休+時間休の申請					31	7 (3:7)	<input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/> 基準号			
6・28		6 月 28 日	11 時 30 分 から	月 日		4	()	3	5						31	3 (3:3)	<input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/> 基準号			
		16 時 15 分	まで	()		4	()	3	5						31	3 (3:3)	<input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/> 基準号			

(裏)

申出等 月日 職員印	休暇等 の種類	期 間		摘 要	累 計						年 休 残日数	職 免 適 用 基 準	決 定 権 者	関 与 者	出 勤 整 理	給 与 減 額	
					年休	(仮) 夏休	看 休	ボ 休	短 介	元気 回復							
		日	時 分		日 時 分			日 時 分	日 時 分	日 時 分	時 分	日 時 分					
		月 日	時 分		日 時 分			日 時 分	日 時 分	日 時 分	時 分	日 時 分	<input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/> 基準号				
3・11		3月12日	12時 分										<input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/> 基準号				
		月 日	時 分		日 時 分			日 時 分	日 時 分	日 時 分	時 分	日 時 分	<input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/> 基準号				
3・23		3月24日	13時 00分										<input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/> 基準号				
		月 日	時 分		日 時 分			日 時 分	日 時 分	日 時 分	時 分	日 時 分	<input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/> 基準号				
		月 日	時 分		日 時 分			日 時 分	日 時 分	日 時 分	時 分	日 時 分	<input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/> 基準号				
		月 日	時 分		日 時 分			日 時 分	日 時 分	日 時 分	時 分	日 時 分	<input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/> 基準号				
		月 日	時 分		日 時 分			日 時 分	日 時 分	日 時 分	時 分	日 時 分	<input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/> 基準号				
		月 日	時 分		日 時 分			日 時 分	日 時 分	日 時 分	時 分	日 時 分	<input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/> 基準号				
		月 日	時 分		日 時 分			日 時 分	日 時 分	日 時 分	時 分	日 時 分	<input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/> 基準号				
		月 日	時 分		日 時 分			日 時 分	日 時 分	日 時 分	時 分	日 時 分	<input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/> 基準号				

[例6]
半日休の申請

半日休=0.5日である。(半日休=4時間休と扱わない。)
ただし、下記①～③の全てに該当する場合に限り、半日休を4時間として取得可能
① 日単位の残日数が「0日」
② 時間休を5日間取得している
③ 残日数が時間単位で4時間以上ある
7時間→0.5日+3時間

